

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則に次の一条を加える。

(地方公共団体における教育行政の組織等に関する検討)

第二十三条 政府は、この法律の施行後三年以内に、教育行政において地方公共団体の自主性及び自立性が十分に発揮されるようにする観点から、教育委員会を設置するかどうか及びこれを設置する場合における地方公共団体の長と教育委員会の職務権限の配分を地方公共団体の決定に委ねることを含め、地方公共団体における教育行政の組織及び教育行政に係る職務権限の配分に関し、地方公共団体が地域の実情に応じた制度を定めることができるようにするための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づき、必要な法制上の措置を講ずるものとする。